令和5年度第2回長久手市指定管理者選定委員会 議事要旨 令和5年9月7日(木) 午後7時から午後8時15分まで 市役所会議室棟2階 会議室H

- ■委員の全員の出席により会議が成立していることの確認・挨拶
- ■委員会が非公開であることについての確認
- ■選定の流れについて説明(行政課)
- ●長久手市都市公園の指定管理

指定管理期間:令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年)

(申請者 一般社団法人長久手緑化事業協力会 入室 抱負・アピール)

【申請者質疑】

委員:一般社団法人長久手緑化事業協力会の代表理事は、構成している法人で持ち回りをするのか。また収支計画書を見ると、社員の人件費が計上されているが、これは一般社団法人長久手緑化事業協力会が専従の社員を雇うということか。

申請者:代表理事は持ち回りを行わない。職員は専従の社員ではなく、構成法 人に業務委託する。職員は電話応対や修繕の段取りを行う。

委員:構成法人の社員が、一般社団法人長久手緑化事業協力会の仕事をする際は、出向して仕事をするという整理になるのか。もしくは一般社団法人から構成法人に委託し、業務委託料を一般社団法人から構成法人に支払う考え方になるのか。

申請者:後者の考え方になる。

委員:人員配置図をみると、各構成法人の社員の1週間の勤務時間が書かれているが、これは一般社団法人の勤務時間だけではなく、所属する構成法人での勤務時間も加味されているということか。

申請者:加味されている。

委員:収支内訳表の積算内訳表を見ると、各公園の面積から積算されている

が、工事諸経費として15%計上されている。基本的に業務委託するという話であったが、この工事諸経費はどういう経費にあたるのか。

申請者:主に公園管理以外の業務の経費になる。業務報告書を各構成団体で作成するため、書類作成の人件費やコピー代、機械の修繕費などを見込んでいる。

[委 員]:地域共生事業について、地元との繋がりは説明からもよく分かったが、構成法人はすべて造園業者である。地域共生事業を実施できるか。また人員配置をみると地域共生事業を担当する社員も決められている。一部構成法人では地域共生事業の担当社員はいないが、構成法人で協力して地域共生事業も実施するという考えか。

申請者:構成法人の社員は長久手市民が多い。過去に地域の消防団に加わっていて地域との繋がりがある社員や、地域のイベントで主力となっている社員もおり、イベント開催は可能であると考える。また、今年度も長久手南部公園でイベントの実施を企画しており、その経験を生かして地域共生事業を実施したいと考える。

地域共生事業の担当社員のいない構成法人も、イベント当日は協力してもらう。各構成法人は商工会員でもあり、イベント参加の経験も多い。

季 員:公園愛護会のない公園には、愛護会を増やしていきたいという気持ち もあるのか。

申請者:協力できるといいと思うし、花植えなどをしたいということであれば サポートしたいと考える。地域共生事業は公園をサポートする人を増やしたい という思いがあるので、愛護会等に参加することにつながるように実施を検討 していきたい。

[季 頁]: 公園の樹木について、短く剪定してほしい人がいるところでは、その声に応えて短く剪定を検討するという説明があったが、同じ公園であってもいろいろな声があると思う。市民の声はどのように聞くのか。また様々な意見の落としどころはどのように決めているのか。

申請者:例えば、公園から子どもが道路に飛び出してきて危険であるという理由で、剪定してほしいという意見が出てくる。その場合は子どもの背丈よりも短く剪定する。公園から家が見えてしまうという理由があり、剪定してほしくない意見もある。普段から市民と交流して仕事をしているため、その地域の市

民の意見を聞きながら、どちらかの一方の意見を採用して剪定を決めている。 剪定で大きなトラブルになったことはない。

落葉の多い時期は清掃をしたそばから葉がまた落ちてくるというような状況になる。その場合は公園の周りを中心に清掃し、申請書にも書いたように他の業務の間を利用して頻繁に作業をすることで、地域住民とコミュニケーションをとるきっかけづくりを行っている。

|委員長|:業務の間を利用した清掃等を含め、週何回程度公園を訪れているのか。

申請者:1週間に3回程度は通っている。

<u>季</u>員:情報公開について、公開請求があった場合には対応をするということ以外に、事業のPRのためにウェブページでアピールすることは考えているのか。

申請者:検討していないが、必要に応じて対応する。

委員:業界的に専門性が高く、経験が必要だと思う。人材育成の方針の中に、 身体障がい者や子育て中の人でも働きやすい環境ができているという記載が あるが、そう考えられる具体的な施策を教えてほしい。

申請者:公園管理業務の場合、週に何日、何時間以上働くというシフトを組む 必要がないので、勤務する人の体調に合わせて勤務してもらうことができる。 働く時間の制限がないため働きやすい。

例えば、古い公園では手を洗う蛇口は、栓を押さえていないと水がでないようになっていて、両手が一度に洗えず、子どもが使用しにくいと感じた。 そういう整備はどのように考えているのか。

申請者: 古い公園が気になって見えてしまうことは承知しており、こまめな作業を心がけている。古い公園の作業量が少ないということはないが、利用者が少ないと雑草は生えやすくなるため、気をつけていきたい。時計は古くなると止まりやすく、今年度もすでに3件ほど修理をした。蛇口については、従来の蛇口で水を出しっぱなしにするいたずらが増えている。従来の蛇口が故障した

場合は、自閉式の蛇口に変更している状況である。小さい子どもが使う時に困ることは承知しているが、いたずらの対策に重点を置いている。蛇口の改修については、不便であるという市民の声が多いということであれば、市と相談し、検討したいと考える。

季 員:小さい子がいるときに、公園でのボール遊びを控えていることが多いが、公園での遊び方の棲み分けについてはどのように考えるか。

申請者:スポーツをしたい人と一般的な公園の利用者がぶつかってしまっている部分はあると思う。日々作業をする中で、目に余るような危険な状況で利用している場合は、利用者に注意をしている。ただ、そこで利用をやめさせることはできない。利用している大きい年代の子どもたちが納得できるように、小さい年代の子とも一緒に遊べるように声がけをしている。人材育成研修のリーダー研修で、声のかけ方について共有している。

(申請者退席・担当課質疑)

委員長:申請者が誤解しているように感じる部分があった。定款に、「受託した事業内容等を考慮し、業務を遂行させる社員に対し、書面をもって業務の発注を行うものとする。」という文言がある。これを適正に理解していないと、申請要項にある業務の再委託の制限の事項に抵触する可能性があると考える。この点は業者は適正に理解しているか。

自分たちが一般社団法人の社員であることを適正に理解していないといけない。人材育成計画の話も、一般社団法人としての人材育成計画の話ではなく、各構成企業の人材育成計画の話になっていると理解した。

委員:この一般社団法人の社員は法人社員であって、各株式会社が社員ということになる。私は、株式会社に委託することと構成社員に委託することは同義と認識している。

担当課:各法人が社員ということは認識している。

委員長:会社と一般社団法人の切り分けができておらず、再委託できるという 認識があるような説明があったので、もし指定管理者となった場合、協定を 結ぶ際は注意してほしい。

委員:今までも共同体として法人税の申告等はしているが、別人格の一般社

団法人として今後も申告する必要があるため、委員長の言うように再委託に は注意をしてもらいたい。

委員長:別人格として業務を行うよう徹底してほしい。

(採点)

(採点・集計結果の報告・指定管理者候補者の決定)

「一般社団法人長久手緑化事業協力会」 84.22点/100点。

指定管理者候補者として「一般社団法人長久手緑化事業協力会」を決定。

(解散)